注意:本業務は、関連予算の議決後に執行するものであり、議決結果によって実施が見送られる可能性有。

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務仕様書（案）

（令和８年１１月２日時点）

１　業務名

鳥取市公共交通空白地有償運送運行管理支援業務

２　業務の目的及び内容

業務の内容等は、以下のとおりとする。

（１）目　的

本市の公共交通空白地域において、ＮＰＯ法人等の運行主体が実施する自家用有償旅客運送（共助交通）について、適正かつ合理的で持続可能な運行管理を行うため、共助交通及び運行管理のノウハウを有する民間事業者に対して、自家用有償旅客運送に必要な運行管理を支援する業務を委託する。

（２）委託業務の内容

本市が運営を補助する自家用有償旅客運送（以下、「運行」）に関し、別紙１に記載の６運送に係る運行管理支援業務（以下、「運行管理支援業務」という。）を行う。

①運行に係る運行管理の代行者の手配

②運行管理業務の支援

ア）道路運送法施行規則第５１条の２３第１項各号に定める事項を記載した運転者毎の運転者台帳（以下、「運転者台帳」という。）の確認。

イ）道路運送法施行規則第５１条の２２第１項に基づき、運行車両に乗務しようとする運転者に対して運行管理の代行者が乗務前・乗務後に点呼等を行い、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無の確認、点呼の記録（以下、「点呼記録」という。）の作成および保管。

【点呼の内容】

・運転者に対して自身の体調等の報告を求めると共に確認する。（酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて検査を行うこと。）

・点呼は、運行管理の代行者等による現地での対面またはシステム等を用いた遠隔点呼を基本とする。なお、運行管理の代行者等の立ち合いなしに点呼を実施する自動点呼は業務後の点呼のみ可能とする。

・各種点呼の実施については、国土交通省が示す必要要件及び運用上の遵守事項等に準じ適切に行うこと。

・運転者に対して、必要に応じて自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を十分に確保するために必要な指示を与えること。
・本市が必要に応じて実施の内容の確認ができる状態としておくこと。
・道路運送法施行規則第５１条の２２第１項に基づき、点呼記録は１年間保管すること。なお、点呼記録のデータの所有権は各運行主体に属するものとする。
・点呼等の手順や使用する端末の操作等は受注者が運行主体及びドライバーへ必要に応じた説明を行うこと。
・各地域での点呼時間は、仕様書別添資料「各地域点呼時間」を参照の上、特に乗務後点呼において、その日の運行状況に応じて時間が変動する場合も、速やかな点呼を行える体制を確保すること。
・仕様書別添資料「各地域点呼時間」を超えた点呼時間の変更及び運休が生じる場合は、運行主体と受注者でやり取りの上点呼時間及び点呼の有無を決定し、点呼がなくなった場合の当該日の点呼費用は、契約時に設定する日額管理業務費単価を参照の上、委託料から除き精算すること。
・点呼時間の変更が発生した場合も速やかな点呼が行える体制を確保すること。

ウ）運行車両に乗務した運転者が道路運送法施行規則第５１条の２２第４項各号に定める事項を記載した乗務記録（以下、「乗務記録」という。）の作成及び保管。

【乗務記録に関する補足】
・運転者から聞き取って作成すること（運転者から報告が無い場合は、報告するよう受注者から指示すること）
・道路運送法施行規則第５１条の２２第４項に基づき、乗務記録は委託期間終了後１年間電子データにて保管すること。なお、乗務記録のデータの所有権は各運行主体に属するものとする。
・乗務記録は、各運行主体または市が必要に応じて内容の確認ができる状態としておくこと。

エ）道路運送法施行規則第５１条の１９に準じた運行に係る運転者および車両の配置を記した運行計画（以下、「運行計画」という。）の作成。【当該業務はいきいき国英コミュニティバスのみ対象】

オ）運行管理業務に必要な備品の手配・設置・点検等の支援。

③その他業務（円滑な業務執行等に必要な業務）

ア）円滑な本業務の実施にあたって必要となる現地調査及び運行主体との打合せ、体制構築等の業務。（本業務の委託契約を締結後、運行管理支援業務の期間が開始する前に実施すること）

イ）異常気象等（台風、豪雨、積雪等）による運休やダイヤ変更が発生した際の、

市への運休及び変更内容の速やかな報告

ウ）市が主催する鳥取市共助交通推進連絡会議（年１～２回開催予定）への出席及び運行管理業務における助言。

（３）委託期間

委託期間は、契約締結日から令和１０年３月３１日までとする。

（４）運行管理支援業務の実施期間及び運行日数

運行管理支援業務の実施期間は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までとする。

受注者の手配した運行管理の代行者が運行管理支援業務の全部または一部を行う運行日数の総計（見込）は、別紙１第２項に定めるとおりとする。

（５）成果物及び提出先等

受注者が市及び運行主体へ提出する成果物は次のとおりとする。

成果物	提出先	提出期限
業務実績報告書	市交通政策課	委託期間終了後、７日以内
点呼記録	各運行主体	運行がされ、かつ運行管理の代行者が点呼を行った場合に、当該運行の当日
乗務記録	各運行主体	運行がされ、かつ運行管理の代行者が運行管理支援業務の全部または一部(但し、乗務記録に係る業務が含まれている場合に限る。）を行った場合に、当該運行の当日
運行計画	いきいき国英ふるさとづくり協議会	作成依頼があった日から、１４営業日(受注者が稼働している日）以内

３　運行管理支援業務の実施に必要な備品等

（１）備品等の準備・配備

業務の実施にあたって、必要となる備品等は受注者が手配、準備するものとし、必要な備品等は経費として計上するものとする。受注者が準備した備品等を各運行主体へ貸与する場合は、受注者と運行主体の間で貸借契約を締結するものとする。備品を使用するにあたってデータ通信料及び通信契約に必要な事務手数料が発生する場合は、併せて経費として計上することとする。

（２）運行主体で所有する備品及び取扱いについて

現在、各運行主体が所有している以下の備品を用いて点呼業務を実施しており、引き続き当該備品を使用して点呼業務を実施してもよいこととする。

備品名：タブレット端末
・メーカー：aiwa　　型式：aiwa tab AB10L-2
所有する運行主体：　いきいき社まちづくり協議会
・メーカー：Lenobo　　型式：Lenovo Tab M8 4th Gen 2024 LTE
所有する運行主体：特定非営利活動法人さじ未来
大和地区まちづくり協議会
ふるさと散岐地域づくり協議会
※いきいき国英ふるさとづくり協議会は所有のタブレット端末を調整中。
※各運行主体（特定非営利活動法人 OMU、いきいき国英ふるさとづくり協議会を除く）が１台ずつ所有
※各地域が保有する端末に動作不良が生じた場合等は、点呼方法の変更や受注者が準備した備品の各運行主体への貸与等、円滑な点呼業務が実施できるよう受注者で対応すること。

４　再委託の制限等

受注者は、事前の書面による承諾を取得することなく、運行管理支援業務の全部または一部を第三者に委託または請け負わせてはならない。

５　秘密の保持

運行管理支援業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うこと。

６　その他

（１）運行管理支援業務の実施期間の開始前に本市及び運行主体と導入にあたる打ち合わせ及び各地域の現地調査と実施必要な体制構築を行い、双方が合意の上で業務を推進するものとする。
（２）本契約の委託料は各地域の運行実績（運行日数）に応じて契約価格を上限に精算を行う。精算時は、契約時に設定する日額管理業務費単価を参照することとする。
（３）本仕様書に定めのない事項が生じた場合については本市及び受注者で協議する。

注意:本業務は、関連予算の議決後に執行するものであり、議決結果によって実施が見送られる可能性有。

別 紙１

（１）委託業務対象とする運送

名称	運行主体	運送の区域
ふるさとバス	特定非営利活動法人 OMU	御熊、内海中、白兎、小沢見、三津地域
いきいき国英 コミュニティバス	いきいき国英ふるさとづくり協議会	河原町国英地区
いきいき社バス	いきいき社まちづくり協議会	用瀬地区
さじ未来号	特定非営利活動法人 さじ未来	佐治地区
大和ふれあいタクシー	大和地区まちづくり協議会	大和地区
さんき楽楽バス	ふるさと散岐地域づくり協議会	河原町散岐地区

※運行概要、運行ルート、時刻表は仕様書別添資料「共助交通運行概要」「各団体運行ルート図」「各団体運行時刻表」を参照すること。

（２）運行管理支援を行う業務日数（運行日）

名称	運行日	業務日数の 総計（見込）
ふるさとバス	水、木、金曜日　1/4～12/29 （祝日、8/13～15、12/30～1/3 運休）	平日 148 日
いきいき国英 コミュニティバス	平日　1/4～12/28　（12/29～1/3 運休） ※土日祝一部予約運行あり	平日 243 日 土日祝 12 日
いきいき社バス	平日・土曜日　1/4～12/28 （12/29～1/3・日曜・祝日運休）	平日 243 日 土曜日 51 日
さじ未来号	毎日　※全便予約運行	平日 247 日 土日祝 119 日
大和ふれあい タクシー	平日・土日祝 1/4～12/28 （8 月 13 日～15 日、12/29～1/3 運休） ※平日一部時間帯予約運行・土日祝予約運行	平日 243 日 土日祝 48 日
さんき楽楽バス	平日　1/4～12/28（12/29～1/3 運休） ※土日祝一部予約運行あり	平日 243 日 土日祝 12 日

（以下、余白）